長目の浜 準景観地区

宝」を、 が一体となり、未来へ引き継いでいくため、 ら作り出される風光明媚な景勝地です。この美しい「地域の 1日に「準景観地区」として指定しました。 上甑島の長目の浜は、 地域住民だけでなく、 3つの池と変化に富んだ海岸線か 市民、事業者などの全ての人 平成25年7月

*地区の範囲は、

3カ所(長目の浜展

せん。 では、 • 字浦底、戸田、

山崎、

田之尻の一

字池平、 上甑町瀬上

大浦の全部

望所・渡り口・田ノ尻展望所)から

違反した場合

見渡せる山の尾根までです。

「準景観地区」の指定

どについては、薩摩川内市準景観地区 建設および一定規模以上の開発行為な 条例に規定する認定または許可が必要 域内での建築物の建築など、 *「準景観地区」とは、都市計画区域外 となります。 的に指定する地区のことです。 において、「良好な景観の保全」を目 「準景観地区」の指定により、 工作物の

対象者の皆さまへ

いわば「命・健康を支える大切な財源」です。納期までに納めましょう。

7月中旬に後期高齢者医療保険料決定通知書を送付

後期高齢者医療制

保険料は、被保険者一人一人が安心して医療機関を受診するための、

■年金からの天引き(特別徴収)

認ください

付方法については、 書を送付しますので、

同通知書でご確

計算方法や納

の皆さまには、7月中旬に決定通知

の年間保険料が決まります。

対象者

昨年の所得情報を基に平成25年度

として年金天引きで納めます。 齢者医療制度加入の皆さまは、 方法を特別徴収とい 年金から自動的に天引きする納付 います。後期高 原則

納めていただきます。 年金受給状況に異動がない限り、 保険料が天引き(仮徴収)された方は、 4月・6月・8月支給の年金から 10月からも引き続き年金天引きで 原

*この方法によりお支払いを希望さ

れる方は、

手続きの必要はありま

規制の内容

建築物または工作物

高さの最高限度

変更

土砂、砂類の採取、

木竹の伐採

▼特定照明

悠久の歴史で造られた

壮大で繊細な

景観形成方針

長目の浜を とこしえの未来につなぐ

地区の区域(358ha)

里町里

基本目標

字大平良の全部

上甑町小島

美しい沿道景観を守り、

育む

主役の景観を守る

地域の誇りである眺望景観を保つ

眺望できる場所:長目の浜展望所、

田ノ尻展望所、

渡り口

の 一 部 竹之﨑、

・色彩や素材などの制限

土地の造成その他一団の土地の形質

鉱物の掘採

準景観地区指定範囲長目の浜の

字金山、

牛瀬の一部

字崎山、 字水河内、 池の全部 長目道、

開発行為などを行う場合は、

工事に着

準景観地区内で、

建築物や工作物、

制限に違反した場合には、

50万円また

無認定や無許可、

虚偽の申請または

する前に認定申請または計画許可申

申請につい

開発行為など

他

田ノ尻展望所 長目の浜準景観地区 : 甑島県立自然公園第2種・3種 地域 渡り口 長目の浜展望所

は30万円以下の罰則が科される場合が 【問合先】=本庁都市計画課景観グループ ■(23)5111(内線3424)

■納付書や口座振替(普通徴収)

座振替で支払う納付方法を普通徴収 書や金融機関への手続きによって 市役所から自宅に郵送された納付 います

【対象】

▼75歳以上の方

65歳から74歳の方で、

一定の障害

を持ち、

加入を希望する方

とを目的として作られた制度です

られるよう、

社会全体で支え合うこ

高齢者の方が安心して医療を受け

は口座振替で納めていただきます。 た方は、原則7月以降も納付書また 保険料が天引き(仮徴収)されなかっ 4月・6月・8月支給の年金から

[対象] =

険料の合計額が、介護保険料が引 年金額が年額18万円未満の方 かれている年金額の半分を超える 介護保険料と後期高齢者医療の保

より後期高齢者医療の対象者になっ 4月2日以降に年齢到達や転入に

れた方 収(口座振替)へ変更の申し出をさ 特別徴収(年金天引き)から普通徴

に特別徴収が開始される方もいらっ されなかった方でも、 4月・6月・8月の年金から天引き しゃいます。(併用徴収) 10月から新た



普通徴収の納期	
期別	納期限
第1期	平成25年7月31日(水)
第2期	平成25年9月2日(月)
第3期	平成25年10月31日(木)
第4期	平成25年12月2日(月)
第5期	平成26年1月31日(金)
第6期	平成26年2月28日(金)

耐付方法の変更

し出により普通徴収(口座振替)に 特別徴収(年金天引き)の方は、 申 変

更できます。

金融機関で①被保険者証 ③通帳の印鑑 を持って、 ② 通

市役所の窓口で①金融機関に提出 口座振替の手続きをする。

直近の停止可能月から年金天引 ら保険料が引き落とされる。 きが停止され、 「納付方法変更」の申し出をする。 それ以降口座か

3

被保険者証

3 印 鑑

を持って

した口座振替依頼書の控え

2

療グループ 【問合先】 = 本庁保険年金課高齢者医

23 5

(内線283

3 2013.7.10 広報さつませんだい

*認定証または許可証の交付があるま

工事に着手することはできま

計画課にお問い合わせください。

請手続きが必要です。詳しくは、

都市